

令和2年12月11日
福祉部福祉課

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）の公布に伴い、規定を整備するため、本条例の一部を改正する。

2 改正の概要

① 管理者要件について

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることを原則とするが、不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合など、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能とする。

② 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日の時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

3 施行期日

令和3年4月1日。管理者要件の適用猶予に係る改正規定は、公布の日から施行する。

4 新旧対照表

次頁のとおり

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第33条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日までの間は</u>、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>(加える)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)</u>を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第33条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間は</u>、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)</u>については、第6条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の6第1号イ</p>

(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)
を第6条第1項に規定する」とあるのは「引
き続き、令和3年3月31日における管理者
である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項
を加える改正規定は、公布の日から施行する。